

確定申告書等作成コーナー

～消費税等確定申告書作成のための操作の手引き～

(消費税) 確定申告書作成(一般課税)編

この手引きでは、令和5年1月1日から消費税の課税事業者となった方で、税込経理方式による経理処理をされている方、かつ、売上税額及び仕入税額の計算方法について、割戻し計算を選択している方が、消費税及び地方消費税の確定申告書(一般課税用)を作成する場合の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

確定申告書作成（一般課税）編

1.1	作成開始	1
1.2	一般課税・簡易課税の条件判定等（1／2）	2
1.3	特別な売上計上基準	4
1.4	所得区分の選択	5
1.5	売上（収入）金額・仕入金額等の入力	6
1.6.1	売上（収入）金額等の入力（1／2）	7
1.6.2	売上（収入）金額等の入力（2／2）	8
1.7.1	決算額・課税取引金額の内訳等の入力（1／2）	9
1.7.1	決算額・課税取引金額の内訳等の入力（2／2）	11
1.8	決算額・課税取引金額の内訳等の入力（業務用固定資産等の購入）	13
1.9	控除対象仕入税額の計算方式の確認	14
1.10	課税仕入金額の内訳の入力	15
1.11.1	税率 6.24%（軽減税率）適用分の課税仕入金額の内訳の入力	16
1.11.2	税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力	17
1.12	仕入税額控除の控除方式の選択	18
1.13	中間納付税額等の入力	19
1.14.1	消費税の還付申告に関する明細書作成（1／4）	20
1.14.2	消費税の還付申告に関する明細書作成（2／4）	21
1.15	消費税の還付申告に関する明細書作成（主な課税資産の譲渡等）	22
1.16	消費税の還付申告に関する明細書作成（主な輸出取引等の明細）	23
1.17	消費税の還付申告に関する明細書作成（主な金融機関・通関業者の入力）	24
1.18	消費税の還付申告に関する明細書作成（3／4）	25
1.19	消費税の還付申告に関する明細書作成（主な棚卸資産・原材料等の取得）	26
1.20	消費税の還付申告に関する明細書作成（主な固定資産等の取得）	27
1.21	消費税の還付申告に関する明細書作成（4／4）	28
1.22	計算結果の確認	29
1.23	納税地等・還付金口座入力	30
1.24	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択	32
1.25	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成	33

確定申告書作成（一般課税）編

1.1 作成開始

- ① 「次へ進む」ボタンをクリックすると、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面（P 2 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.2 一般課税・簡易課税の条件判定等（1 / 2）

課税方法や経理方法等の質問に回答します。

国税庁
令和5年分 消費税

確定申告書作成コーナー

[ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

一般課税・簡易課税の条件判定等

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

提出方法の選択

作成する確定申告書等の提出方法を選択してください。 **必須**

① e-Tax 書面

条件判定等

[災害（地震、風水害、雪害等）により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合がありますので、こちらをご覧ください。](#)

基準期間（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の課税売上高を入力してください。 **必須**

基準期間の課税売上高とは

② 円

適格請求書（インボイス）発行事業者ですか？ **必須**

適格請求書発行事業者とは

③ はい いいえ

簡易課税制度を選択していますか？ **必須**

簡易課税制度とは

④ はい いいえ

経理方式を選択してください。 **必須**

[所得税の法曹頭の調整についてはこちら](#)

⑤ 税込経理 税抜経理

税額計算方法に関する質問

売上税額の計算方法を選択してください。 **必須**

適格請求書等発行事業者となった日以降の計算方法を選択します。

[計算方法についてはこちら](#)

⑥

仕入税額の計算方法を選択してください。 **必須**

令和5年10月1日以降の計算方法を選択します。

[計算方法についてはこちら](#)

⑦ 割戻し計算 値上げ計算

割戻基準等の特別な売上基準の適用をする方は下のボタンをクリックしてください。

「特別な売上計上基準」とは割戻基準のほか従払基準等や工事進行基準、現金主義会計をいいます。

⑧

軽減税率に関する質問

令和5年9月30日以前の売上税額について、区分経理できない場合の特例を適用しますか？ **必須**

売上税額の計算の特例とは

⑨ はい いいえ

⑩

確定申告書作成（一般課税）編

- ① 税務署への提出方法でマイナンバーカードをお持ちの方で「スマートフォンを使用して e-Tax」、「ICカードリーダーライターを使用して e-Tax」または、マイナンバーカードをお持ちでない方で「ID・パスワード方式で e-Tax」のいずれかのボタンをクリックした場合に表示されます。

「書面」ボタンをクリックすると、税務署への提出方法を変更できます。
- ② 基準期間（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の課税売上高を入力します。
- ③ 適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、「はい」ボタンをクリックします。
- ④ 一般課税で申告する場合、「いいえ」ボタンをクリックします。
- ⑤ 「税込経理」又は「税抜経理」ボタンをクリックします。
- ※ この手引きでは「税込み経理」ボタンをクリックして進めます。
- ⑥ 売上税額の計算方法を選択します。
- ※ この手引きでは「割戻し計算」ボタンをクリックして進めます。
- ⑦ 仕入税額の計算方法を選択します。
- ※ ⑥で「2 積上げ計算」又は「3 1と2の併用」を選択した場合、「積上げ計算」のみ選択できます。

この手引きでは「割戻し計算」ボタンをクリックして進めます。
- ⑧ 特別な売上計上基準の適用がある場合、「特別な売上計上基準を適用する」ボタンをクリックすると、「特別な売上計上基準」画面（P4参照）が開きます。
- ⑨ 区分経理できない場合の特例を適用する場合には「はい」ボタンを、適用しない場合には「いいえ」ボタンを選択します。
- ※ 上記特例は令和5年9月30日までの売上について適用できる特例です。
- ※ なお、税抜経理をしている場合には適用することができません。
- ⑩ 「次へ進む」ボタンをクリックすると「所得区分の選択」画面（P5参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.3 特別な売上計上基準

特別な売上計上基準

適用している売上計上基準をチェックしてください。

	売上計上基準	説明
①	<input type="checkbox"/> 割賦基準	割賦販売等による損益を、割賦代金の支払期日到来の都度その賦払金額に応じて計上する方法をいいます。
	<input type="checkbox"/> 延払基準等	棚卸資産の延払条件付販売又は工事の延払条件付請負をした場合、その利益の額を賦払金の支払期日の到来した都度賦払金に応じて計上する方法をいいます。
	<input type="checkbox"/> 工事進行基準	建設工事等の請負による収益の計上方法の一つで、工事の進行割合に応じ、引渡し前に予想工事利益を分割して繰上げ計上する方法をいいます。
	<input type="checkbox"/> 現金主義会計	商品の売上代金を実際に受け取ったり、商品の仕入代金や諸経費を実際に支払った時点で、売上げや経費を計上し、一定期間の利益や所得の計算をする方法をいいます。

前に戻る

2

次へ進む

- ① 該当する売上計上基準を選択します。
- ② 「次へ進む」ボタンをクリックすると、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面（P 2 参照）へ戻ります。

(参考) 選択された売上計上基準は申告書の付記事項に丸印が表示されます。

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 名又は屋号

個人番号又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

税務署 (個人の方) 振替 続 希 望

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 振替等 行指定 期指定

通債日付印 確認

個人番号カード通知カード・運転免許証その他

身元確認

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日 日

の場の 至 令和 年 月 日 日

対象期間 至 令和 年 月 日 日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額①		付	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
消費税額②		記	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
控除過大調整税額③		事	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
控除対象仕入税額④		項	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
控除対象仕入税額⑤		参	特別措置に適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
控除対象仕入税額⑥		者	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対	一括比	対式	
控除税額小計⑦		事	上 記 以 外	<input type="checkbox"/>	全額控	除		
控除不足還付税額⑧		項	基準期間の課税売上高					
差引税額⑨			税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)					
中間納付税額⑩								
精付税額⑪								
中間納付還付税額⑫								
この申告書による確定税額⑬								

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34

確定申告書作成（一般課税）編

1.4 所得区分の選択

国税庁
令和5年分 消費税 マイナンバー
確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

所得区分の選択 一般課税 税込

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

所得区分の選択 **必須**

該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。

① 事業所得（営業等）がある。
 事業所得（農業）がある。
 不動産所得がある。
 雑所得（原稿料等）がある。
 業務用固定資産等の譲渡所得がある。
 業務用固定資産等の購入がある。（令和5年に減価償却資産等を購入した場合）

[前に戻る](#) [ここまでの入力内容を保存する](#) ② [次へ進む](#)

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 該当する全ての所得区分を選択します。

※ 「業務用固定資産等の譲渡所得がある。」又は「業務用固定資産等の購入がある。」を選択する場合は、「事業所得（営業等）がある。」、「事業所得（農業）がある。」、「不動産所得がある。」又は「雑所得（原稿料等）がある。」の中から一つ以上選択する必要があります。

※ 「業務用固定資産等の譲渡所得がある。」以外の所得区分を選択すると、質問が表示されます。旧税率6.3%適用分の売上げ又は仕入れ等がある場合は「はい」ボタンを、ない場合は「いいえ」ボタンをクリックします。

旧税率6.3%適用分の売上げ又は仕入れ等がある場合、作成コーナーは利用できません。

該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。

事業所得（営業等）がある。
税率6.3%（旧税率）適用分の売上げがありますか？ **必須**
[はい](#) [いいえ](#)

税率6.3%（旧税率）適用分の課税仕入れ等がありますか？ **必須**
 課税仕入れ等とは
[はい](#) [いいえ](#)

② 「次へ進む」ボタンをクリックすると、「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」画面（P6参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.5 売上（収入）金額・仕入金額等の入力

「所得区分の選択」画面（P 5 参照）で選択した所得区分ごとに売上（収入）金額・仕入金額等の入力を行います。

売上（収入）金額・仕入金額等の入力 一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

所得区分ごとに売上（収入）金額・仕入金額等の入力を行ってください。

所得区分	売上（収入）金額・仕入金額等
事業所得（営業等）	① <input type="button" value="入力する"/>
事業所得（農業）	<input type="button" value="入力する"/>
不動産所得	<input type="button" value="入力する"/>
雑所得	<input type="button" value="入力する"/>
業務用固定資産等の譲渡所得	<input type="button" value="入力する"/>
業務用固定資産等の購入	<input type="button" value="入力する"/>

②

① 所得区分ごとの「入力する」ボタンをクリックすると、該当の所得区分の「売上（収入）金額等の入力」画面（P 7 参照）へ進みます。

※ 売上（収入）金額・仕入金額等の入力が終わった所得区分は、「入力する」ボタンが「訂正・内容確認」ボタンになります。

売上（収入）金額・仕入金額等の入力 一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

所得区分ごとに売上（収入）金額・仕入金額等の入力を行ってください。

所得区分	売上（収入）金額・仕入金額等
✓ 事業所得（営業等）	① <input type="button" value="訂正・内容確認"/>
事業所得（農業）	<input type="button" value="入力する"/>

② 全ての所得区分の売上（収入）金額等・仕入金額等の入力が完了したら、「次へ進む」ボタンをクリックし、入力データに応じて以下の画面へ進みます。

- ・ 「控除対象仕入税額の計算方式の確認」画面（課税売上高が5億円超の場合、又は課税売上割合が95%未満の場合）（P14 参照）
- ・ 「中間納付税額等の入力」画面（上記以外の場合）（P19 参照）

確定申告書作成（一般課税）編

1.6.1 売上（収入）金額等の入力（1 / 2）

「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」画面（P 6 参照）で選択した所得区分の売上（収入）金額等を入力します。

なお、税抜経理方式を選択した場合、仮受消費税等を、積上げ計算を選択した場合、適格請求書等に記載した消費税額等を入力する欄が表示されます。

事業所得（営業等）の売上（収入）金額等の入力		一般課税	税込	割戻
トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了				
売上（収入）金額・免税取引・非課税取引等の金額の入力				
売上（収入）金額の中に、 免税 、 非課税 、 非課税資産の輸出等 又は 不課税 に係るものが含まれている場合は、その金額も入力してください。				
売上（収入）金額（雑収入を含む）	必須	43,500,000	円	①
うち免税取引		500,000	円	
うち非課税取引		1,000,000	円	
うち非課税資産の輸出等			円	
うち不課税取引			円	
うち課税取引		42,000,000	円	
課税取引金額の内訳の入力				
課税取引金額のうち、税率6.24%（軽減税率）適用分の入力してください。 必須				
「うち税率6.24%（軽減税率）適用分」がない場合は「0」を入力してください。				
課税取引金額		42,000,000	円	
うち税率6.24%（軽減税率）適用分		12,000,000	円	②
うち税率7.8%適用分		30,000,000	円	

① 売上（収入）金額・免税取引・非課税取引等の金額を入力します。

「売上（収入）金額（雑収入を含む）」欄は入力必須項目となっているため、金額が0円の場合、「0」を入力します。

② 課税取引金額のうち、「税率6.24%（軽減税率）適用分」の金額を入力します。

なお、「税率6.24%（軽減税率適用分）」の取引がない場合、「0」を入力します。

（参考）仮受消費税等の入力欄

上記の金額に対応する 仮受消費税等の金額	必須	<input type="text"/>	円
-------------------------	----	----------------------	---

（参考）適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄

上記に係る適格請求書等に記載した 消費税額等の合計額	必須	<input type="text"/>	円
-------------------------------	----	----------------------	---

確定申告書作成（一般課税）編

1.6.2 売上（収入）金額等の入力（2 / 2）

売上に係る対価の返還等の金額を入力します。

売上に係る対価の返還等の金額の入力

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間で、売上（収入）金額から直接減額していない売上に係る対価の返還等の金額がありますか？ **必須**

売上に係る対価の返還等とは

① はい いいえ

売上に係る対価の返還等の金額のうち、課税取引に係るものを「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

入力例はこちら

	税率6.24% (軽減税率) 適用分	税率7.8%適用分	計
売上に係る対価の返還等の金額（税込） ②	30,000 円	40,000 円	70,000 円

売上に係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」、「非課税取引に係るもの」、「非課税資産の輸出等」の金額を入力してください。
「不動産取引に係るもの」については、入力の必要はありません。

免税取引に係るもの ③	<input type="text"/> 円
非課税取引に係るもの	<input type="text"/> 円
非課税資産の輸出等	<input type="text"/> 円

前に戻る

④

次へ進む

- ① 売上に係る対価の返還等の金額がある場合は、「はい」ボタンをクリックします。
該当する金額がない場合は、「いいえ」ボタンをクリックします。
 - ② ①で「はい」ボタンをクリックすると、金額の入力欄が開きます。
売上に係る対価の返還等の金額のうち「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」の金額を入力します。
 - ③ 売上に係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」、「非課税取引に係るもの」又は「非課税資産の輸出等」の金額を入力します。
- ※ 不動産所得には「非課税資産の輸出等」入力欄がありません。
- ④ 「次へ進む」ボタンをクリックすると、「決算額・課税取引金額の内訳等の入力」画面（P9参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.7.1 決算額・課税取引金額の内訳等の入力（1 / 2）

決算額・課税取引金額の内訳等の入力（事業所得（営業等））

一般課税

税込

別戻

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

事業所得（営業等）に係る決算額（税込）等の入力

事業所得（営業等）に係る決算額（税込）及び決算額のうち課税取引にならないものがある場合はその金額を入力の上、うち税率6.24%（軽減税率）適用分について金額を入力してください。

課税取引にならないものとは

「課税取引金額」に金額がある科目で、「うち税率6.24%（軽減税率）適用分」がない場合は、「0」を入力してください。

なお、免税事業者等取引分は **令和5年10月1日以降の取引分** について入力してください。

※ **経過措置（e 割控除）**の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する欄になります。免税事業者及び適格請求書発行者以外の課税事業者の取引に係る金額を入力してください。なお、**少額特例**を適用できる課税仕入れについては「うち免税事業者等取引分」に入力しないでください。

科目		決算額	うち	課税取引金額	うち税率	うち	うち税率	うち
		A	課税取引に ならないもの	C (A-B)	6.24% (軽減税率) 適用分	免税事業者等 取引分※	7.8% 適用分	免税事業者等 取引分※
		①	B		②	③	F	④
売上（収入）金額 （雑収入を含む）	(1)	43,500,000円	1,500,000円	42,000,000円	12,000,000円		30,000,000円	
売上原価								
期首商品棚卸高	(2)	3,100,000円						
仕入金額	(3)	3,280,000円		3,280,000円	1,150,000円	150,000円	2,130,000円	100,000円
小計	(4)	6,380,000円						
期末商品棚卸高	(5)	2,890,000円						
差引原価	(6)	3,490,000円						
差引金額	(7)	40,010,000円						
経費								
租税公課	(8)	56,000円	56,000円	0円			0円	0円
荷造運賃	(9)							
水道光熱費	(10)	312,000円		312,000円			312,000円	0円
旅費交通費	(11)	274,000円		274,000円			274,000円	0円
通信費	(12)	672,000円		672,000円	156,000円	20,000円	516,000円	42,000円
広告宣伝費	(13)	240,000円		240,000円	40,000円	10,000円	200,000円	28,000円
接待交際費	(14)							
損害保険料	(15)							
修繕費	(16)							
消耗品費	(17)							
減価償却費	(18)							
福利厚生費	(19)							
給料賃金	(20)							
外注工費	(21)	3,800,000円		3,800,000円			3,800,000円	1,200,000円
利子割引料	(22)							
地代家賃	(23)	1,200,000円		1,200,000円			1,200,000円	0円
賞与金	(24)	200,000円	200,000円					
	(25)							
	(26)							
	(27)							
	(28)							
	(29)							
	(30)							
雑費	(31)							
計	(32)	6,754,000円	256,000円	6,498,000円	196,000円	30,000円	6,302,000円	1,270,000円
差引金額	(33)	33,256,000円						

確定申告書作成（一般課税）編

- ① 帳簿等や課税取引金額計算表を基に、決算額を入力します。
また、課税取引にならないものがある場合は、その金額を入力します。
- ② 課税取引金額のうち「税率 6.24%（軽減税率）適用分」の金額を入力します。
※ 課税取引金額に金額がある科目で、「税率 6.24%（軽減税率）適用分」の金額がない場合は、「0」を入力します。
- ③ ②で入力した課税取引金額（税率 6.24%（軽減税率）適用分）のうち、適格請求書発行事業者以外の者との課税取引金額を入力します。
※ 経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する欄のため、免税事業者及び適格請求書発行事業者以外の課税事業者（以下「免税事業者等」という。）の取引に係る金額を入力してください。
なお、少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等との課税取引だった場合でも、入力しないでください。
- ④ F欄に表示されている税率 7.8%適用分の課税取引金額のうち、免税事業者等との課税取引金額を入力します。
なお、少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等との課税取引だった場合でも、入力しないでください。

確定申告書作成（一般課税）編

1.7.2 決算額・課税取引金額の内訳等の入力（2 / 2）

発生した貸倒金の金額の入力

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間で発生した貸倒金がありますか？ **必須**

①

はい いいえ

上記表中に入力した貸倒金のうち、課税事業者であった年分に行った取引で課税売上げに係るものの金額を、「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

上記表中の「貸倒金」に入力がある場合は、必ず金額（「0」を含む。）を入力してください。

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に初めて課税事業者となった方は、令和4年12月31日までにを行った課税資産の譲渡等に係る貸倒金は含みません。

[入力例はこちら](#)

	税率6.24% （軽減税率）適用分	税率7.8%適用分	計
発生した貸倒金の金額（税込）	30,000円	170,000円	200,000円

回収した貸倒金の金額の入力

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間で回収した貸倒金がありますか？ **必須**

③

はい いいえ

保税地域からの引き取り貨物に係る金額の入力

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間で、保税地域から引き取った課税貨物に係る金額がありますか？ **必須**

[保税地域から引き取った課税貨物とは](#)

④

はい いいえ

課税仕入れに係る対価の返還等の金額の入力

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間で、課税仕入れ金額から直接減額していない課税仕入れに係る対価の返還等の金額がありますか？ **必須**

[課税仕入れに係る対価の返還等とは](#)

⑤

はい いいえ

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に課税事業者となった方の棚卸高の調整の入力

「期首商品棚卸高」があり、令和4年分は免税事業者でしたか？ **必須**

⑥

はい いいえ

令和4年分に免税事業者で令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に課税事業者となった場合、「期首商品棚卸高」を「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

	税率6.24% （軽減税率）適用分	税率7.8%適用分	計
令和4年12月31日に有していた棚卸資産のうち、免税事業者であった課税期間中に国内で譲り受けた棚卸資産で課税仕入れに係るものの金額（税込）	150,000円	130,000円	280,000円

令和6年分に免税事業者となる方の棚卸高の調整の入力

「期末商品棚卸高」があり、令和6年分に免税事業者となりますか？ **必須**

⑧

はい いいえ

⑨

確定申告書作成（一般課税）編

- ① 発生した貸倒金がある場合、「はい」ボタンをクリックします。
※ P9の決算額（A欄）の「貸倒金」に金額を入力する必要があります。
- ② 発生した貸倒金を「税率 6.24%（軽減税率）適用分」と「税率 7.8%適用分」の金額に分けて入力します。
- ③ 回収した貸倒金がある場合、「はい」ボタンをクリックします。
※ この手引きでは「いいえ」ボタンをクリックして進めます。
- ④ 保税地域からの引き取り貨物がある場合、「はい」ボタンをクリックします。
※ この手引きでは「いいえ」ボタンをクリックして進めます。
- ⑤ 課税仕入れに係る対価の返還等がある場合、「はい」ボタンをクリックします。
※ 課税仕入金額から直接減額していないものに限られます。
この手引きでは「いいえ」ボタンをクリックして進めます。
- ⑥ 令和5年1月から課税事業者となった方については、期首商品棚卸高の計算が必要になるため、「はい」ボタンをクリックします。
- ⑦ 期首商品棚卸高を「税率 6.24%（軽減税率）適用分」と「税率 7.8%適用分」の金額に分けて入力します。
- ⑧ 令和6年分に免税事業者となる場合、「はい」ボタンをクリックします。
※ この手引きでは「いいえ」ボタンをクリックして進めます。
- ⑨ 「次へ進む」ボタンをクリックすると、「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」画面（P6参照）へ戻ります。

確定申告書作成（一般課税）編

1.8 決算額・課税取引金額の内訳等の入力（業務用固定資産等の購入）

「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」画面（参照 P 6）で業務用固定資産等の購入に「入力する」ボタンをクリックした場合に、この画面へ進みます。

決算額・課税取引金額の内訳等の入力（業務用固定資産等の購入） 一般課税 税込 印刷

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

業務用固定資産等の取得価額（税込）

業務用固定資産等に係る取得価額（税込）及び取得価額のうち課税取引にならないものがある場合はその金額を入力の上、課税取引金額を算出してください。 **必須**

課税取引にならないものとは

なお、免税事業者等取引分は **令和5年10月1日以降の取引分** について入力してください。
※ **控除措置（8割控除）**の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する根になります。免税事業者及び適格請求書発行者以外事業者以外の課税事業者の取引に係る金額を入力してください。なお、**少額特例**を適用できる課税仕入れについては「うち免税事業者等取引分」に入力しないでください。

①	所得区分	②	取得価額等	うち課税取引にならないもの	課税取引金額	③	うち免税事業者等取引分※
1	事業所得（営業等）		600,000 円		600,000 円		
2	選択してください						

保税地域からの引き取り貨物に係る金額の入力

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間で、保税地域から引き取った課税貨物に係る金額はありますか？ **必須**

保税地域から引き取った課税貨物とは

④ はい いいえ

課税仕入れに係る対価の返還等の金額の入力

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間で、課税仕入れ金額から直接減額していない課税仕入れに係る対価の返還等の金額はありますか？ **必須**

課税仕入れに係る対価の返還等とは

⑤ はい いいえ

課税仕入れに係る対価の返還等の金額を入力してください。⑥

課税仕入れに係る対価の返還等の金額（税込）	50,000 円
うち免税事業者取引分	

⑦

前に戻る 次へ進む

- ① 該当する項目をプルダウンリストから選択します。
 - ② 取得価額等及びそのうち課税取引にならないものの金額を入力します。
 - ③ 課税取引金額のうち、免税事業者等取引分の金額を入力します。
- ※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等との課税取引だった場合でも、入力しないでください。
- ④ 保税地域からの引き取り貨物に係る金額や課税仕入れに係る対価の返還等の金額がある場合は、「はい」ボタンをクリックします。
- ※ この手引きでは「いいえ」ボタンをクリックして進めます。
- ⑤ 課税仕入れに係る対価の返還等がある場合、「はい」ボタンをクリックします。
 - ⑥ 金額の入力欄が開くので、該当金額を入力します。
 - ⑦ 「次へ進む」ボタンをクリックすると、「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」（P 6 参照）画面へ戻ります。

確定申告書作成（一般課税）編

1.9 控除対象仕入税額の計算方式の確認

課税売上高が5億円超の場合、又は課税売上割合が95%未満の場合、「売上（収入）金額・仕入金額等の入力」画面（P 6 参照）からこの画面へ進みます。

ここでは、控除対象仕入税額の計算方式を確認します。

なお、課税売上高と課税売上割合は、入力された金額から自動的に計算されます。

The screenshot shows a web interface for confirming the calculation method for the deductible input tax amount. At the top, there are tabs for '一般課税' (General Taxation), '税込' (Including Tax), and '割戻' (Refund). Below the tabs, a breadcrumb trail reads: 'トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送付・印刷 > 終了'. The main content area explains that the calculation method depends on whether the taxable sales exceed 500 million yen or if the taxable sales ratio is below 95%. Two radio buttons are present: '個別対応方式とは' (Individual Correspondence Method) and '一括比例配分方式とは' (Lump-sum Proportional Allocation Method). A blue information box contains a note: '「一括比例配分方式」を適用した場合は、2年以上継続した後でなければ「個別対応方式」に変更することはできません。' (If the lump-sum proportional allocation method is applied, it cannot be changed to the individual correspondence method unless it has been continued for more than 2 years). Below this, a question asks: '令和4年分から「一括比例配分方式」を選択していますか' (Are you selecting the lump-sum proportional allocation method from the start of the 2022 fiscal year?). A note below the question states: '上記に該当しない場合でも、「一括比例配分方式」の適用を希望される方は「はい」を、希望しない方又は個別対応方式との比較したい方は「いいえ」を選択して下さい。' (Even if you do not meet the above conditions, if you wish to apply the lump-sum proportional allocation method, please select 'はい' (Yes); if you do not wish to apply it or wish to compare it with the individual correspondence method, please select 'いいえ' (No)). Two buttons, 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No), are shown, with the 'はい' button highlighted by a red circle and a red box. At the bottom of the screen, there are buttons for '前に戻る' (Return to Previous) and 'ここまでの入力内容を保存する' (Save Input Content Up to Here). The footer contains contact information and a copyright notice: 'Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.'

① 「はい」ボタンをクリックすると、自動的に一括比例配分方式を選択して、「中間納付税額等の入力」画面（P 19 参照）へ進みます。

「いいえ」ボタンをクリックすると、「課税仕入金額の内訳の入力」画面（P 15 参照）へ進みます。

(参考)

課税売上割合は、次の算式により計算されます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間の課税売上高（税抜）}}{\text{課税期間の総売上高（税抜）}}$$

確定申告書作成（一般課税）編

1.10 課税仕入金額の内訳の入力

「決算額・課税取引金額の内訳等の入力」画面（P 9～P 13 参照）で課税取引金額を入力した所得区分の課税仕入金額の内訳の入力を行います。

税率ごとに「課税仕入金額の内訳の入力」画面（P 16～P 17 参照）で入力する金額を基に控除対象仕入税額を計算します。

所得区分	課税仕入金額の内訳
事業所得（営業等）	入力する
事業所得（農業）	入力する
不動産所得	入力する
雑所得	入力する
業務用固定資産等の購入	入力する

- ① 所得区分ごとの「入力する」ボタンをクリックすると、
 - ・ 税率 6.24%（軽減税率）適用分の取引がある場合は「税率 6.24%（軽減税率）適用分の課税仕入金額の内訳の入力」画面（P 16 参照）
 - ・ 6.24%（軽減税率）適用分の取引がない場合は「税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力」画面（P 17 参照）へそれぞれ進みます。

なお、決算額等の金額がない所得区分は「課税仕入れがありません」と表示されて入力できません。
- ② 所得区分の課税仕入金額の内訳の入力が完了し、「次へ進む」ボタンをクリックすると、「仕入税額控除の控除方式の選択」画面（P 18 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.11.1 税率 6.24%（軽減税率）適用分の課税仕入金額の内訳の入力

※ 税率 6.24%（軽減税率）適用分の仕入れ等が無い場合、この画面は表示されません。
所得区分ごとに税率 6.24%（軽減税率）適用分の課税仕入金額の内訳を入力します。

税率6.24%（軽減税率）適用分の課税仕入金額の内訳の入力（事業所得（営業等）） 一般課税 税込 戻る

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税率6.24%（軽減税率）適用分の事業所得（営業等）に係る「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力してください。

税率6.24%（軽減税率）適用分

免税事業者等取引分は 令和5年10月1日以降の取引分 について入力してください。
※ 経過措置（6割控除）の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する欄になります。免税事業者及び適格請求書発行事業者以外の課税事業者の取引に係る金額を入力してください。なお、少額特例を適用できる課税仕入については「うち免税事業者等取引分」に入力しないでください。

科目	課税取引金額	うち 課税売上げと非課税 売上げに共通し て要するもの	うち 免税事業者等 取引分※	うち 非課税売上げにの み要するもの	うち 課税売上げにのみ 要するもの	うち 免税事業者等 取引分※
仕入金額	1,150,000 円	300,000 円	100,000 円	100,000 円	750,000 円	50,000 円
租税公課	円	円	円	円	円	円
荷造運賃	円	円	円	円	円	円

該当する場合のみ、入力してください。

科目	課税取引金額	うち 課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	うち 非課税売上げにのみ 要するもの	うち 課税売上げにのみ 要するもの
令和5年分に課税事業者となった方の棚卸高	150,000 円	20,000 円	0 円	130,000 円

前に戻る 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 課税取引金額のうち、「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力します。

また、共通して要するものうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。

※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、入力しないでください。

② 課税売上げにのみ要するものうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。

※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、入力しないでください。

③ 令和5年分から課税事業者となった方で、期首の棚卸高がある場合、「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力します。

④ 「次へ進む」ボタンをクリックすると、「税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力」画面（P17 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.11.2 税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力

※ 税率 7.8%適用分の仕入れ等が無い場合、この画面は表示されません。
所得区分ごとに税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳を入力します。

税率7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力（事業所得（営業等）） 一般課税 税込 戻る

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税率7.8%適用分の事業所得（営業等）に係る「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力してください。

税率7.8%適用分

免税事業者等取引分は **令和5年10月1日以降の取引分** について入力してください。
※ [経過措置（8割控除）](#)の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する欄になります。免税事業者及び資格請求書発行事業者以外の課税事業者の取引に係る金額を入力してください。なお、[少額特例](#)を適用できる課税仕入については「うち免税事業者等取引分」に入力しないでください。

科目	課税取引金額	① うち 課税売上げと非課 税売上げに共通し て要するもの	うち 免税事業者等 取引分※	うち 非課税売上げにの み要するもの	うち 課税売上げにのみ 要するもの	② うち 免税事業者等 取引分※
仕入金額	2,130,000円	<input type="text" value="250,000"/> 円	<input type="text" value="50,000"/> 円	<input type="text" value="0"/> 円	1,880,000円	<input type="text" value="280,000"/> 円
租税公課	0円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	円	<input type="text"/> 円
荷造運賃	円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	円	<input type="text"/> 円

該当する場合のみ、入力してください。

科目	課税取引金額	③ うち 課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	うち 非課税売上げにのみ 要するもの	うち 課税売上げにのみ 要するもの
令和5年分に課税事業者となった方の棚卸高	130,000円	<input type="text" value="10,000"/> 円	<input type="text" value="100,000"/> 円	20,000円

前に戻る ④ 次へ進む

① 課税取引金額のうち、「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力します。

また、共通して要するものうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。

※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、入力しないでください。

② 課税売上げにのみ要するものうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。

※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、入力しないでください。

③ 令和5年分から課税事業者となった方で、期首の棚卸高がある場合、「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力します。

④ 「次へ進む」ボタンをクリックすると、「課税仕入金額の内訳の入力」画面（P15 参照）へ戻ります。

確定申告書作成（一般課税）編

1.12 仕入税額控除の控除方式の選択

計算方式ごとの控除対象仕入税額について自動計算結果が表示されますので、どちらの計算方式で確定申告するかを選択します。

仕入税額控除の控除方式の選択

一般課税 税込 割戻

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

「個別対応方式」または「一括比例配分方式」で計算した課税仕入れに係る控除対象仕入税額を表示しています。
適用する方式を選択してください。
なお、確定申告書を提出した際に適用した控除対象仕入税額の計算方法は、更正の請求等で他の方法に変更することはできませんのでご注意ください。

個別対応方式とは
 一括比例配分方式とは

個別対応方式 による控除対象仕入税額	一括比例配分方式 による控除対象仕入税額
657,423 円	349,103 円

上記のいずれかの方式を選択できますが、本年の差し引くことのできる控除対象仕入税額が大きい方式（消費税額等が少なく計算される方式）は **個別対応方式** です。

※ 「一括比例配分方式」を適用した方は、2年間以上継続した後でなければ「個別対応方式」に変更することはできませんので、**翌年(令和6年分)以降の計算方式を検討の上、選択してください。**
(令和6年分の課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下となった場合には、「一括比例配分方式」を適用することができませんが、この場合は継続適用したことになります。)

仕入税額控除の控除方式の選択

③ **個別対応方式を選択する** ④ **一括比例配分方式を選択する**

前に戻る ここまでの入力内容を保存する

- ① 計算方式ごとの控除対象仕入税額が表示されます。
- ② 控除対象仕入税額の大きい方が表示されます。
- ③ 個別対応方式を選択して、「中間納付税額等の入力」画面（P 19 参照）へ進みます。
- ④ 一括比例配分方式を選択して、「中間納付税額等の入力」画面（P 19 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.13 中間納付税額等の入力

中間納付税額と中間納付譲渡割額を入力します。

中間納付税額等の入力

一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

中間申告に係る納付税額のある方は、入力してください。
中間申告を行っていない方は、**入力する必要はありません** ので、画面下の「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

[中間申告とは](#)

①

中間納付税額	<input type="text" value="140,000"/>	円
中間納付譲渡割額	<input type="text" value="39,400"/>	円

※ 中間申告に係る納付税額には、「中間納付税額」と「中間納付譲渡割額」が含まれていますので、それぞれの金額を入力してください。
※ 税務署から送付した申告書には、中間納付税額（[10]欄）、中間納付譲渡割額（[21]欄）にその合計額が印字されています。なお、1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、中間納付税額及び中間納付譲渡割額は印字されませんので、最終の中間申告分まで（11回分）の消費税及び地方消費税額を合計して入力してください。

[税務署から送付した申告書等の中間納付税額等の印字場所](#)

②

前に戻る ここまでの入力内容を保存する **次へ進む**

- ① 中間申告に係る納付税額等を入力します。
 - ② 「次へ進む」ボタンをクリックすると、
 - ・ 確定申告の内容が仕入控除税額に伴う還付の場合、「消費税の還付申告に関する明細書の作成」画面（P 20 参照）
 - ・ 確定申告の内容が納税又は中間納付税額に伴う還付の場合、「計算結果の確認」画面（P 29 参照）へそれぞれ進みます。
- ※ 利用者識別番号から情報を検索し、中間納付税額等の情報を取得している場合は取得した金額が表示されます。

1.14.1 消費税の還付申告に関する明細書作成（1 / 4）

仕入控除税額に伴う還付を受ける場合には、消費税の還付申告に関する明細書の提出が必要となるため、明細書作成画面に自動で進みます。

The screenshot shows a software interface for entering details for a consumption tax refund statement. At the top, there is a green header with the title '消費税の還付申告に関する明細書作成' and two buttons: '一般課税' (General Taxation) and '税込' (Including Tax). Below the header is a breadcrumb trail: 'トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了'. The main section is titled '1 還付申告となった主な理由' (Main reasons for the refund statement). Below this title is a prompt: '該当する項目について、選択又は入力してください。' (Select or enter the applicable item.) followed by a red '必須' (Required) label. There are three radio button options: '① 輸出等の免税取引の割合が高い' (High ratio of tax-exempt transactions such as exports), ' 設備投資（高額な固定資産の購入等）' (Equipment investment (purchase of high-value fixed assets, etc.)), and ' その他' (Others). A large text input field is located below the options, with a '0/60文字' (0/60 characters) character count at the bottom right. A pink box highlights the first radio button and its label, and another pink box highlights the text input field.

① 消費税の還付申告に関して、該当する項目について選択します。

なお、「その他」を選択した場合は、下部の入力欄が入力可能になりますので、還付申告となった主な理由を入力欄に入力します。

確定申告書作成（一般課税）編

1.14.2 消費税の還付申告に関する明細書作成（2 / 4）

課税売上げ等に係る事項として、主な課税資産の譲渡等と主な輸出取引等の明細を入力します。

国税庁
令和5年分 消費税 [画面提出](#) **確定申告書作成コーナー** [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

消費税の還付申告に関する明細書作成 [一般課税](#) [税込](#)

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > **申告書等の作成** > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

2 課税売上げ等に係る事項

主な課税資産の譲渡等

取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで入力してください。
※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

資産の種類等	譲渡年月日等	取引先の氏名（名称）	操作
	取引金額等	取引先の住所（所在地）	
			① 入力する

主な輸出取引等の明細

取引金額総額の上位5番目まで入力してください。

取引先の氏名（名称）	取引金額	主な取引商品等	操作
		所管税関（支署）名	
取引先の住所（所在地）			② 入力する

- ① 主な課税資産の譲渡等の「入力する」ボタンをクリックすると、「主な課税資産の譲渡等」画面（P22 参照）が開きます。
 - ② 主な輸出取引等の明細の「入力する」ボタンをクリックすると、「主な輸出取引等の明細」画面（P23 参照）が開きます。
- ※ 入力が終わった項目は、下の画面のとおり入力内容が表示されます。

主な課税資産の譲渡等

取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで入力してください。
※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

	資産の種類等	譲渡年月日等	取引先の氏名（名称）	操作
		取引金額等	取引先の住所（所在地）	
1	原材料1	5・7・8	国税原料	③ 訂正 削除
		1,234,567 円	東京都千代田区麹が関3-1-1	
				④ 別の取引を入力する

- ③ 「訂正」ボタンをクリックすると、入力した明細の内容を訂正することができます。また、「削除」ボタンをクリックすると、入力した明細を削除することができます。
- ④ 「別の取引を入力する」ボタンをクリックすると、追加入力ができます。

1.15 消費税の還付申告に関する明細書作成（主な課税資産の譲渡等）

主な課税資産の譲渡等

課税売上げ等に係る事項のうち、課税資産の譲渡等に関する明細を入力してください。

資産の種類等

 ①

譲渡年月日等

 継続的な取引の場合はチェックを入れてください。 ①
 令和 ▾ 5 ▾ 年 ▾ 月 ▾ 日

取引金額等

※ 譲渡年月日等にて「継続」を選択した場合は、当該課税期間中の取引金額の合計を入力してください。

 円 ①

取引先の氏名（名称）

 ○○商店 ①

取引先の住所（所在地）[各行25文字以内]

 ○○県○○市○○町1-1-1 ①
 ○○ビル101

キャンセル
続けてもう1件入力
入力完了

- ① 取引金額（税抜価額）が100万円以上の主な課税資産の譲渡等に関する情報を入力します。
 「譲渡年月日等」について、継続的な取引を行っている取引先の場合はチェックを入れます。この場合、年月日を入力する必要はありません。
- ② 取引金額（税抜価額）が100万円以上の取引が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」ボタンをクリックすると、最大5件まで入力できます。
- ③ 「入力完了」ボタンをクリックすると、「消費税の還付申告に関する明細書作成」画面（P21参照）へ戻ります。

1.16 消費税の還付申告に関する明細書作成（主な輸出取引等の明細）

主な輸出取引等の明細

課税売上げ等に係る事項のうち、主な輸出取引等に関する明細を入力してください。

取引先の氏名（名称）
 ①

取引先の住所（所在地）[各行25文字以内]
 ①

取引金額
 円 ①

主な取引商品等
 ①

所管税関（支署）名
 ①

② ③

- ① 主な輸出取引等の明細に関する情報を入力します。
- ② 輸出取引等が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」ボタンをクリックすると、最大5件まで入力できます。
- ③ 「入力完了」ボタンをクリックすると、「消費税の還付申告に関する明細書作成」画面（P21 参照）へ戻り、輸出取引等に利用する主な金融機関等の入力欄が表示されます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.17 消費税の還付申告に関する明細書作成（主な金融機関・通関業者の入力）

主な輸出取引等の明細を入力した場合、輸出取引等に利用する主な金融機関・通関業者の入力欄が表示されます。

消費税の還付申告に関する明細書作成 一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

主な輸出取引等の明細

取引金額総額の上位5番目まで入力してください。

取引先	取引先の氏名（名称） 取引先の住所（所在地）	取引金額	主な取引商品等	操作
			所管税関（支署）名	
1	国税商店（株） 千代田区霞が関3-1-1	123,456 円	取引商品 1 〇〇税関	訂正 削除

別の取引を入力する

輸出取引等に利用する主な金融機関・通関業者を入力してください。

主な金融機関

ゆうちょ銀行以外の銀行等 ①
 ゆうちょ銀行 ①

金融機関名	[15文字以内] <input type="text"/> 選択してください ▼
本支店名	[14文字以内] <input type="text"/> 選択してください ▼
預金種別	選択してください ▼
口座番号	[半角数字7桁] <input type="text" value="0123456"/>

主な通関業者

氏名（名称） ②	[15文字以内] <input type="text" value="〇〇株式会社"/>
住所（所在地）	[各行25文字以内] <input type="text" value="〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1"/> <input type="text" value="〇〇ビル101"/>

- ① 輸出取引等に利用する主な金融機関を選択します。
選択した金融機関によって入力する項目が異なります。
- ② 輸出取引等に利用する主な通関業者に関する情報を入力します。

1.18 消費税の還付申告に関する明細書作成（3 / 4）

課税仕入れに係る事項として、主な棚卸資産・原材料等の取得と主な固定資産等の取得について入力します。



3 課税仕入れ等に係る事項

主な棚卸資産・原材料等の取得

取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで入力してください。

※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

資産の種類等	取得年月日等	取引先の登録番号	取引先の氏名 (名称)	操作
	取引金額等		取引先の住所 (所在地)	

①

入力する

主な固定資産等の取得

1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで入力してください。

※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

資産の種類等	取得年月日等	取引先の登録番号	取引先の氏名 (名称)	操作
	取引金額等		取引先の住所 (所在地)	

②

入力する

① 「入力する」ボタンをクリックすると、「主な棚卸資産・原材料等の取得」画面（P26 参照）が開きます。

② 「入力する」ボタンをクリックすると、「主な固定資産等の取得」画面（P27 参照）が開きます。

※ 入力が終わった項目は、下画面のとおり入力内容が表示されます。

主な棚卸資産・原材料等の取得

取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで入力してください。

※ 100万円未満の取引も入力することは可能です。

	資産の種類等	取得年月日等	取引先の登録番号	取引先の氏名 (名称)	操作
		取引金額等		取引先の住所 (所在地)	
1	原材料1	5・8・11		(株) 国税商社	③ 訂正 削除
		123,456 円		東京都千代田区丸の内〇-〇	

④

別の取引を入力する

③ 「訂正」ボタンをクリックすると、入力した明細の内容を訂正することができます。また、「削除」ボタンをクリックすると入力した明細を削除することができます。

④ 「別の取引を入力する」ボタンをクリックすると、追加入力ができます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.19 消費税の還付申告に関する明細書作成（主な棚卸資産・原材料等の取得）

主な棚卸資産・原材料等の取得

課税仕入れに係る事項のうち、棚卸資産・原材料等の取得に関する明細を入力してください。

資産の種類等

 ① ③ ④

- ① 主な棚卸資産・原材料等の取得に関する情報を入力（選択）します。
「取得年月日等」について、継続的な取引を行っている取引先の場合は、チェックを入れます。この場合、年月日を入力する必要はありません。
- ② 取引先の氏名及び住所（所在地）を入力します。
なお、取引先の登録番号を利用して、「国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」の情報を検索し、反映することもできます。
※ 登録状況によっては反映できないこともあるため、その場合には、直接入力してください。
- ③ 主な棚卸資産・原材料等の取得が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」ボタンをクリックすると、最大5件まで入力できます。
- ④ 「入力完了」ボタンをクリックすると、「消費税の還付申告に関する明細書作成」画面（P25 参照）へ戻ります。

1.20 消費税の還付申告に関する明細書作成（主な固定資産等の取得）

主な固定資産等の取得

課税仕入れに係る事項のうち、固定資産等の取得に関する明細を入力してください。

資産の種類等

①

取得年月日等

令和 年 月 日 ①

取引金額等

円 ①

取引先の登録番号[半角数字13桁]

※ 検索後は検索結果をご確認ください。検索結果に誤りがある場合は、お手数ですが直接修正をお願いします。

T ②

取引先の氏名（名称）

②

取引先の住所（所在地）[各行25文字以内]

②

③
 ④

① 主な固定資産等の取得に関する情報を入力（選択）します。

② 取引先の氏名及び住所（所在地）を入力します。

なお、取引先の登録番号を利用して、「国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」の情報を検索し、反映することもできます。

※ 登録状況によっては反映できないこともあるため、その場合には、直接入力してください。

③ 主な固定資産等の取得が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」ボタンをクリックすると、最大5件まで入力できます。

④ 「入力完了」ボタンをクリックすると、「消費税の還付申告に関する明細書作成」画面（P25 参照）へ戻ります。

1.21 消費税の還付申告に関する明細書作成（4 / 4）

令和5年中の特殊事情として、顕著な増減事項等とその理由を入力します。

The screenshot shows the 'Consumption Tax Refund Statement Detail Entry' screen. At the top, there is a green header with the title '消費税の還付申告に関する明細書作成' and two buttons: '一般課税' (General Taxation) and '税込' (Including Tax). Below the header is a breadcrumb trail: 'トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了'. The main content area is titled '4 令和5年中の特殊事情' (Special circumstances in FY2023). Below the title, there is a prompt: '顕著な増減事項等及びその理由を入力してください。' (Please enter significant increase/decrease items and their reasons). A large, empty rectangular input field is provided, outlined in pink, with a circled '1' next to it. Below the input field, the text '0/200文字' (0/200 characters) is displayed. At the bottom of the screen, there is a green footer bar with three buttons: '前に戻る' (Return to previous), 'ここまでの入力内容を保存する' (Save input content up to here), and '次へ進む' (Next), with the '次へ進む' button highlighted in pink and a circled '2' next to it.

- ① 「令和5年中の特殊事情」として、顕著な増減事項等とその理由を入力します。
- ② 「次へ進む」ボタンをクリックすると、「計算結果の確認」画面（P29 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.22 計算結果の確認

入力データを基に確定申告に必要な計算が行われ、その計算結果が画面に表示されます。

計算結果の確認

一般課税

税込

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

還付 される金額は、 **133,900円** です。

入力された金額に基づいた消費税の計算結果

課税標準額	(1)	21,020,000 円
消費税額	(2)	1,466,228 円
控除過大調整税額	(3)	円
控除税額	控除対象仕入税額	(4) 1,416,861 円
	返還等対価に係る税額	(5) 円
	貴倒れに係る税額	(6) 13,787 円
	控除税額小計 (4) + (5) + (6)	(7) 1,430,648 円
控除不足還付税額 (7) - (2) - (3)	(8)	円
差引税額 (2) + (3) - (7)	(9)	35,500 円
中間納付税額	(10)	140,000 円
納付税額 (9) - (10)	(11)	円
中間納付還付税額 (10) - (9)	(12)	104,500 円
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	(15) 21,620,201 円
	資産の譲渡等の対価の額	(16) 41,620,201 円

入力された金額に基づいた地方消費税の計算結果

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	(17)	円
	差引税額	(18)	35,500 円
譲渡割額	還付額	(19)	円
	納税額	(20)	10,000 円
中間納付譲渡割額	(21)	39,400 円	
納付譲渡割額 (20) - (21)	(22)	円	
中間納付還付譲渡割額 (21) - (20)	(23)	29,400 円	
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額	(26)	-133,900 円	

計算方法はここからご確認ください

! 消費税等の還付税額の申告漏れにご注意ください。

消費税等の還付税額は、税込経理方式による経理処理をされている場合、原則として、申告書を提出した年の事業所得や不動産所得等の収入金額に含めて申告する必要があります。

前に戻る

ここまでの入力内容を保存する

①
次へ進む

① 計算結果を確認後、「次へ進む」ボタンをクリックすると、「納税地等・還付金口座入力」画面（P30 参照）へ進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

1.23 納税地等・還付金口座入力

納税地等に関する情報を入力します。仕入控除税額などに伴う還付が発生している場合、還付金口座等の入力欄が表示されます。

納税地等・還付金口座入力 一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

還付金額について

還付金額は、 **133,900円** です。

受取方法の選択 **必須**

還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください（申告される方ご本人名義の口座に限ります。）。
公金受取口座を登録済みの方で、当該口座への振込みを希望される場合は、「公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。）」を選択してください。
入力に誤りがあった場合や屋号付名義の口座情報を入力された場合などは、振込不能となり、還付金の振込手続ができませんのでご注意ください。

公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。）
 ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み **①**
 ゆうちょ銀行への振込み
 ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

納税地・氏名等の入力

東日本大震災により避難されている方は[こちら](#)をご参照ください。
制限文字数を超える場合、省略可能な文字（マンション名等）は省略して入力して差し支えありません。

納税地情報

納税地	
住所又は 事業所等	郵便番号 123 - 4567 郵便番号から住所入力
都道府県 市区町村	都道府県 ▼ 市区町村 ▼ <small>郵便番号から検索できなかった方は、こちらから都道府県や市区町村を選択してください。</small>
町名・番地	[都道府県市区町村と合計で28文字以内] 〇〇町1-1-1
建物名・号室	[28文字以内] 〇〇アパート101号室

前に戻る ここまでの入力内容を保存する **③** 次へ進む

① 還付金の受取方法をラジオボタンから選択すると、入力項目が表示されます。

② 納税地や氏名等について該当する項目に入力します。

※ 郵便番号の入力後、「郵便番号から住所入力」ボタンをクリックすると、郵便番号の入力内容から検索した住所と税務署情報（都道府県、税務署名）を自動的に表示することができます。

③ 本年分の課税売上が1,000万円以下となった場合かつ適格請求書発行事業者ではない場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択」画面（P32参照）に進みます。

確定申告書作成（一般課税）編

本年分の課税売上高が 1,000 万円を超える場合、

- ・申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
- ・申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面

へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。

※ 納付の場合は、納付の方法が表示されます。

なお、消費税及び地方消費税の合計納付税額が 30 万円を超える場合は、「スマホアプリ納付」欄、「コンビニQR納付」欄は表示されません。

納税地等入力 一般課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

納付について

納付税額は、**227,100円** です。

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。

申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。
各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付手続名	納付方法
<p>振替納税</p> <p>期限 令和6年4月1日(月)までに振替依頼書を提出してください。</p> <p>令和5年分の期限内申告分の振替日は、令和6年4月30日(火)です。</p> <p>手数料 不要です。</p>	<p>指定した預貯金口座からの引落しにより納付する方法です。期限内に申告された場合に限りご利用いただけます。</p> <p>以下に該当する方は振替依頼書等の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初めて振替納税を利用される方 ● ご利用中の金融機関等を変更される方 <p>振替依頼書(書面)を作成する</p> <p>※振替依頼書(書面)を作成するには、金融機関お届け印が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ご利用中の方で、申告書の提出先税務署が変わった方 <p>振替納税の継続を希望される方は、チェックボックスを選択ください。なお、振替納税を利用する金融機関を変更する場合は、改めて振替依頼書の提出が必要となります。</p> <p>※申告書の提出先税務署が変わらない方は、チェックボックスの選択は必要ありません。</p> <p>振替納税の継続を希望する <input type="checkbox"/></p>
<p>電子納税</p> <p>期限 令和6年4月1日(月)</p> <p>手数料 不要です。</p> <p>インターネット(オンライン)等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります。</p>	<p>e-Taxを利用してダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)又はインターネットバンキング等から納付する方法です。</p>
<p>クレジットカード納付</p> <p>期限 令和6年4月1日(月)</p> <p>手数料 納付税額に応じた決済手数料がかかります。決済手数料は国の収入になるものではありません。</p>	<p>「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)上での手続により、納付委託者へ国税の納付を委託する方法です。</p> <p><注意事項> クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。</p>
<p>スマホアプリ納付</p> <p>期限 令和6年4月1日(月)</p> <p>手数料 不要です。</p>	<p>申告書等とともに出力されるスマホアプリ納付用QRコードを読み取って、「国税スマートフォン決済専用サイト」(外部サイト)上での手続により、納付委託者へ国税の納付を委託する方法です。</p> <p>利用可能なPay払いはこちらをご確認ください。</p> <p><注意事項> スマホアプリ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。</p> <p>スマホアプリ納付用QRコードを作成する <input type="checkbox"/></p>
<p>コンビニQR納付</p> <p>期限 令和6年4月1日(月)</p> <p>手数料 不要です。</p>	<p>申告書等とともに、コンビニ納付用QRコードを出力し、利用可能なコンビニエンスストアで納付する方法です。</p> <p>利用可能なコンビニエンスストアはこちらをご確認ください。</p> <p><注意事項> コンビニ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。</p> <p>コンビニ納付用QRコードを作成する <input type="checkbox"/></p>

確定申告書作成（一般課税）編

1.24 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択

計算の結果、本年分の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合かつ適格請求書発行事業者ではない場合は、翌々年の消費税の納税義務が免除されますので、提出が必要となる「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を作成することができます。

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択

一般課税

税込

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

令和 5 年分の課税売上高が1,000万円以下となりました。

令和 5 年分の課税売上高が1,000万円以下となった方は、原則として、令和 7 年分の消費税の納税義務が免除されますので、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出する必要があります。

[災害（地震、風水害、雪害等）により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合がありますので、こちらをご覧ください。](#)

「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を作成しますか 必須

①

✓ 「作成する」が選択されています。

届出書を作成する

届出書を作成しない



● 令和 5 年分の確定申告を一般課税により行う方が、平成28年 4 月 1 日以後、高額特定資産（※ 1）の仕入れ等を行った場合（自己建設高額特定資産にあっては、その建設等が完了した場合）には、令和 6 年分及び令和 7 年分の消費税の納税義務は免除されないため、この届出書の提出は必要ありません。

なお、上記に該当する場合には、「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」を提出する必要があります（確定申告書作成コーナーでは作成できません。）。

※ 1 一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいいます。

※ 2 平成27年12月31日までに締結した契約に基づき、当該仕入れ等を行った場合には、上記規定は適用されません。

[特例措置の適用関係の改正について](#)

● この届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日）の課税売上高が1,000万円を超える場合には、この届出の適用開始課税期間の納税義務は免除されません。

● 課税事業者選択届出書を提出している方が免税事業者に戻ろうとする場合は、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります（確定申告書作成コーナーでは作成できません。）。

前に戻る

ここまでの入力内容を保存する

②

次へ進む

- ① 「届出書を作成する」ボタン又は「届出書を作成しない」ボタンをクリックします。
- ② ①において「届出書を作成する」ボタンをクリックした場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成」画面（P 33 参照）へ進みます。
 - ①において「届出書を作成しない」ボタンをクリックした場合、
 - ・申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
 - ・申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。

確定申告書作成（一般課税）編

1.25 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書に関する情報を入力します。

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成		一般課税	税込
トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了			
納税義務者となった日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	※ 先に提出した「消費税課税事業者届出書」の「適用開始課税期間」欄の初日を入力してください。	
この届出書の提出年月日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	※ 提出時に手書きしても差し支えありません。	
参考事項	[各行40文字以内] <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
前に戻る		ここまでの入力内容を保存する	2 次へ進む

- ① 「納税義務者となった日」等必要事項を入力します。
- ② 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」について該当する項目を入力し、「次へ進む」ボタンをクリックすると、
 - ・申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
 - ・申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面へ進みます。「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。